

～活動支援の巻～

クリア・シンガポール事務所を活用するため 知っておきたい10のポイント

(財)自治体国際化協会シンガポール事務所次長 中村 悦也 (福岡県派遣)

シンガポールに対する自治体の関心の高まりを受け、当事務所では、毎日のように日本の自治体から事業に関してご相談を受けています。各自治体におかれては、次の10のポイントを知らいただき、当事務所をよりよく活用していただければ幸いです。

自治体のための 総合的サポート役であること

クリアは自治体のために存在している組織ですから、何か依頼する際に遠慮する必要は全くありません。当事務所は、いわば自治体の総合的サポート役として、各種専門機関の間の調整、ロジの組立、視察先への随行など、事業全般についてお役に立つことを心掛けています。

単独出張時でも 活動支援を行っていること

当事務所では、自治体や関連団体の職員が出張で来られる際は、できる限りのお手伝いをさせていただきます。担当者一名で出張される場合も喜んでお手伝いします。最近では、東京都、愛媛県、福岡県など担当者がお一人で出張に来られることも珍しくありません。当事務所では、視察先への同行、関連情報の提供等、業務が円滑に進むよう、必要な支援を行っています。

近年、自治体の財政が厳しくなり、海外出張の人数が厳しく制限されるようになりました。そのような時こそ、当事務所をご活用いただければと思います。

活動支援の内容は幅広いこと

活動支援の内容については、自治体の活動であ

れば、制限を設けずお手伝いしています。訪問先の選定、アポイントの取得はもちろんですが、例えば、出張の際のコンピューター・FAXの使用など事務所スペースの一時使用から、イベントのため送付する荷物の受け取りや一時保管まで、何でも構いません。

今年5月に、和歌山県仁坂知事が来星され観光／物産プロモーションを行われました。物産の商談はJETROが支援し、観光関係者への案内はJNTOが引き受けました。当事務所は、マスコミ関係者への案内および会場の設営や受付など裏方役として支援を行いました。

また、昨年、茨城県の橋本知事が空港セールスのため来星された際も、当事務所で事務手続の支援を行っています。レセプション会場の下見、動線の確認、プレスリリース用の写真撮影、茨城県庁への写真送付などを当事務所で行いました。



「LCC空港賞」を受賞する茨城県橋本知事

関連団体等に対しても 活動支援を行っていること

自治体の職員でないと活動支援を受けることができないと思われる方が多いようです。しかし、当事務所では自治体に限らず、外郭団体などの関係団体や、自治体から事業委託、事業費補助・助成を受けている団体・企業によるその事業に関する活動や、自治体と共同で事業を実施している各種協議会などについては、自治体と同様、活動支援を行っています。

海外の行政制度、施策等に関して調査を代行していること

地方公共団体等の事業に必要な情報収集および行財政制度等の調査で、当地で実施できないものについて、調査依頼を受けています。専門の調査機関ではなく、日本から派遣された自治体職員が調査の任にあたるため、一定の限界はありますが、ご活用いただければと思います。

当事務所で調査を行ったテーマは、例えば「観光関連予算」、「外国人受入の考え方および査証・在留資格制度」、「MICE施設の事業手法」、「コンセントキャップ」など、さまざまなテーマに及んでいます。

海外の最新情報を提供していること

当事務所では、所管国で各種機関への訪問やイベントに参加して得た情報は、事務所のホームページやクレア本部のメールマガジン等を通して、タイムリーに自治体の皆さまに提供しています。ぜひ、これらのレポートをご一読ください。

日本への観光客誘致に自治体のために取り組んでいること

シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、インドなどで開催される主な旅行博には職員が出張し、観光客誘致のため日本の地方をPRしています。新しい観光商品や観光地情報などアピールすべきポイントについて、電話やEmailで構いませんので、教えていただければと思います。貴自治体の代わりにできる限りのPRを行っていきたいと思います。



クレアが主催したジャカルタでの訪日旅行セミナー

地域連携プログラムを実施していること

日本の自治体職員等を対象として、ASEAN・インド地域へミッション団を派遣しています。今年、11月に先進的な諸施策で注目を集めるシン

ガポールと、経済発展著しいインドネシアを訪問します。現地では、政府機関、地方自治体、現地進出日系企業等の訪問や文化交流事業等を行います。両国関係の現状と課題の理解を深めるとともに、地域の国際化を担う人材の育成並びに今後の地域間交流促進にも資する事業なので、ぜひ参加をご検討ください。

駐在員型職員を受け入れていること

当事務所では、新たな試みとして、昨年からは東京都および長野県から駐在員型職員を受け入れています。これらの職員はそれぞれの自治体の駐在員として活動しています。駐在員の活動費は全額派遣元に負担していただくほか、管理経費を一部負担していただく必要はあります。また、経理等の共通な事務は私どもで行うなど、単独で事務所を設置された場合に比べ、経費的にも事務的にも負担を大幅に軽減することができます。来年度からは、さらに多くの駐在員型職員を受け入れていくこととしておりますので、ご興味のある方は本部企画調査課までお問い合わせください。

グローバルな人材育成を行っていること

自治体では、事業のあらゆる分野で国際化が進み、国際化に対応できる人材を育てることは急務となっています。当事務所は新興国から先進国まで、言語・文化・宗教・商慣習などが異なる11か国を所管しています。当事務所に自治体から派遣いただいた職員は語学能力の上達は当然として、国際感覚優れたグローバル人材へと成長させ、お返しします。

おわりに

当事務所は自治体の皆さまの共同事務所として、使い勝手のよい、役に立つ存在でありたいと考えています。どんな小さなことでも構いませんので、何でもご相談ください。中には、シンガポールへ出張されたのに、当事務所との接触もないまま帰られる自治体もいらっしゃいます。どうぞ、事務所に気楽にお立ち寄りください。喜んで情報交換させていただきたいと思います。